

2014年9月18日

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課内

「チアベンダゾールの食品健康影響評価」意見募集担当 御中

「チアベンダゾールに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）」について

日本生活協同組合連合会

今回、貴委員会が公表された「農薬・添加物・動物用医薬品評価書 チアベンダゾール（案）」（以下評価書案）に関して、以下のコメントを提出いたします。

1. 催奇形性の評価について

1970年代後半以降、ポストハーベスト農薬の安全性に対する消費者の懸念が高まりました。現時点においてもウェブサイト等において「チアベンダゾールには催奇形性がある」等の記載が見受けられます。その一因として、1981年に、わが国の公的な研究機関（東京都立衛生研究所（当時））が、マウスに対するチアベンダゾールの催奇形性を指摘したことが挙げられます（学術誌には1984年に掲載[1]）。

一方、貴委員会の評価書案では、マウスの生殖発生毒性試験に関するデータとしては、p.41の(3)(5)、p.48～49の(7)(8)の4つが記載されておりますが、p.48～49の(7)(8)が、上記の東京都立衛生研究所の報告に関連する記載と思われまます。ただし、評価書案には、結論としての「食品健康影響評価」の項で、チアベンダゾールの発生毒性に関する考察として「ウサギでは母体毒性の認められる用量で胎児に奇形の発生頻度増加が認められた。ラットでは催奇形性は認められなかった。」と記載されておりますが、マウスの試験結果については言及されていません。

適切なリスクコミュニケーションの観点からも、この機会に、貴委員会には、

①東京都立衛生研究所の研究報告も含め、マウスにおける複数の生殖発生毒性試験の結果をどのように評価したのか

②チアベンダゾールの催奇形性に関する総合的な考察

について、国民に分かりやすく伝えることを要望します。「他の評価対象品目での記載とバランスを欠く」等の理由で評価書の中に盛り込むことが不適當であれば、別途、解説資料等で示されても結構です。

2. 同系統の薬剤を包含するグループ ADI 検討の必要性について

チアベンダゾールは防かび剤（添加物）や殺菌剤（農薬）としての用途のほかに、寄生虫駆除剤（動物用医薬品）としても使用されるベンズイミダゾール系化合物です。同系統の寄生虫駆除剤として、アルベンダゾール、オキシベンダゾール、フルベンダゾール、メベンダゾール、トリクラベンダゾール、オクスフェンダゾール、フェンベンダゾール、フェバンテルなどがあります。これらの薬剤は細胞内チューブリンに結合して有糸分裂を阻害するという共通の作用を有し、高用量ではチアベンダゾールと類似の毒性学的影響を及

ぼすことが知られています。このように、同様な毒性学的作用機序が想定される場合は、チアベンダゾールのみを対象とする ADI を設定するのではなく、食品中に残留する可能性のあるベンズイミダゾール系薬剤全体を対象にしたグループ ADI の設定を検討することが必要ではないでしょうか。

以上

参考文献

- [1] A. Ogata, H. Ando, Y. Kubo and K. Hiraga, Teratogenicity of thiabendazole in ICR mice. *Food Chem. Toxicol.*, 22: 509-520 (1984).